

学校いじめ防止基本方針

平成26年1月 8日施行

平成29年3月31日改訂

平成30年4月 1日施行

宮崎県立佐土原高等学校

もくじ

はじめに	2
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
（1） いじめの防止	3
（2） いじめの早期発見	3
（3） いじめに対する措置	3
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のための組織	3
2 いじめの防止等に関する措置	4
（1） いじめの防止	4
（2） いじめの早期発見	4
（3） いじめ防止に対する取り組み評価のための措置	5
（4） いじめに対する措置	5
（5） ネット上のいじめへの対応	7
3 その他の留意事項	7
（1） 組織的な指導體制	7
（2） 校内研修の充実	7
（3） 校務の効率化	7
（4） 学校におけるいじめ防止等の取組の点検	7
（5） 生徒会活動の活性化	7
（6） 地域や家庭との連携について	8
（7） 関係機関との連携について	8
4 重大事態への対処	8
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1 基本方針の点検と必要に応じた見直し	8
【参考】資料1～5	

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中で、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成29年7月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が新たに策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針「県立佐土原高等学校いじめ防止基本方針」を定めるものであります。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- (1) いじめられていても、本人がそれを否定する場合は、児童生徒の表情や様子を細かく観察したり、いじめ行為が起こった時の児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認し判断します。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- (3) 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し良好な関係を築くことができた場合等は、「いじめ」という言葉を使わず柔軟な対応による対処は行うが、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ防止等の対策のための組織へ情報共有します。
- (4) 具体的ないじめの態様
 - ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれや集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをさせる。等

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取り組みを行います。

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかり守ります。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一扫を目指します。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感、規範意識や人権感覚を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

(2) いじめの早期発見

日頃から、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、早期に適切な対応を図ります。また、「いじめは決して許されないこと」「互いを認め合いながらいじめ問題を解決すること」等を加害者、観衆、傍観者に対しても指導を行い、いじめの解決に向けて、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「**カウンセリング委員会**」を設置します。
なお、原則月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事、養護教諭、教育相談部主任・副主任
当該学年主任、当該学科主任、当該学級担任、特別支援教育コーディネーター その他

- ・「その他」とは部活指導に係わる教職員や、内容に応じて心理・福祉の専門家（SC、SSW等）等の関係機関と連携しながら組織的に対応していく。

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 学校いじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルの作成と実施状況の確認
- アンケート等の調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定
- 教職員のカウンセリング能力等の向上や、体罰禁止の徹底を図るための校内研修企画

2 いじめの防止等に関する措置

※資料 1、2 参照

(1) いじめの防止

ア 生徒が主体となった活動

- (ア) 異学年交流会の実施（毎学期）
- (イ) ホームルームでの話し合い活動の実施（4月、6月、10月、2月）
- (ウ) ボランティア活動の推進（通年）
- (エ) 生徒会による相談箱の設置（通年）
- (オ) ホームルーム等における生徒同士の相談活動の推進（毎月1回）
- (カ) 生徒会による文化祭や体育祭など学校行事の企画提示（6～12月上旬）

イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開（通年）
- (イ) カウンセリング委員会（毎月1回）
- (ウ) 職員相互の授業研究会の実施（11月）
- (エ) 教育相談週間の設定（4月、9月、1月）
- (オ) 教科やホームルーム等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定（年2回）
- (カ) 外部講師による講演会の実施（年1回）
- (キ) P T A総会での学校の方針説明（4月）
- (ク) 学校公開（オープンスクール）の実施（8月、11月、12月）

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。 ※資料 3、4 参照

イ 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

エ カウンセリング委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

● 校内のいじめ相談について

- ① 相談窓口 生徒指導部（管理棟 1 階の第 1 職員室）
教育相談部（管理棟 2 階の視聴覚室隣）
- ② 相談受付 直接相談室を訪れる
電話相談 0985-73-5657（佐土原高校）
手紙相談 〒880-0211 宮崎市佐土原町下田島21567
佐土原高校内・・・部 気付
- ③ その他 相談窓口等の案内につきましては、ホームページ上や定期的に発行される「佐高だより」にも記載しています。また、PTA総会や家庭訪問等でも担当者より説明させていただきます。
秘密厳守で、プライバシーは守りますので本人及び保護者、地域の方々が気軽に利用して頂くと助かります。

(3) いじめ防止に対する取り組み評価のための措置

● アンケート調査について

- ① アンケート回数 1年3回(6月、10月、1月)実施
- ② 記名等について いじめ等の発覚に迅速に対応するため、基本的に記名式にしています。尚、アンケート調査については、校内で実施する場合と自宅へ持ちらせて実施する場合の2通りのパターンで実施しています。
- ③ 内容について いじめに関する具体的な質問事項(時期、内容、加害者名等)の他、日頃の悩みや不満に思っていることなど記載する質問もあります。
- ④ アンケート活用 いじめに関する内容については、生徒指導部や担任団を中心に迅速に面談を行います。学校生活における悩みや不満等については、その内容に応じ教育相談、養護教諭、部顧問、教科担任等にも面談をしていただきながら、生徒の心の声を聴く手段にアンケートを活用します。

(4) いじめに対する措置 ※資料5参照

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- 発見又は通報を受けた職員は、いじめの事実について生徒指導主事や教育相談担当(カウンセリング委員会を構成するいずれかの職員)及び管理職に速やかに通報し、組織的対応の初期段階を確定します。
- 「解決に向けた指導及び支援」について
いじめは、単に謝罪をもって解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。
- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。全教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- イ 情報の共有のため、速やかにカウンセリング委員会を開き、調査の方針について決定し、職員会議等で情報の共有化を図ります。なお、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告します。
- ウ 専門的な支援などが必要な場合には、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図り、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- エ 全教職員で見届けや見守りを行い、継続指導・経過観察を行いながら、いじめの再発防止に努めます。
- オ 生徒とその保護者への支援については、以下のことに留意して進めます。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(5) ネット上のいじめへの対応

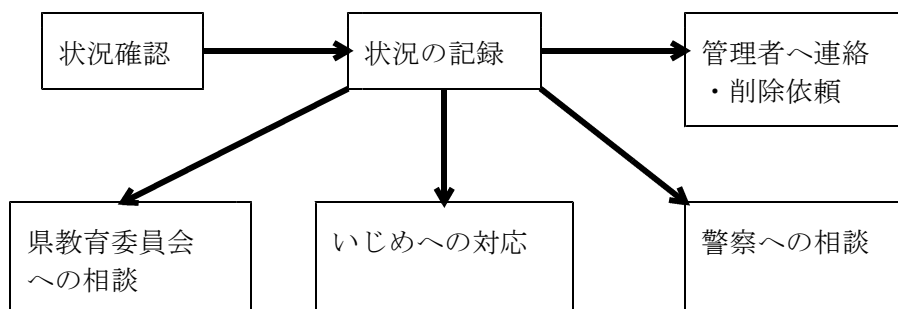
ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

ウ ネットいじめへの対処

被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努め、不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、カウンセリング委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめ防止等の取組の点検

いじめの実態把握の取組状況等、学校におけるいじめの取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのチェックポイント」「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取り組みを目指します。

(5) 生徒会活動の活性化

生徒が中心となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、生徒同士で悩みを聞き合う活動などいじめ防止に関する取組を充実させます。

(6) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(4) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

ア 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

イ 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

ウ 教育相談体制の充実

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとします。

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合など

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めるとともに、本校のいじめ防止に関する取り組みについては、ホームページ上に公表します。

資料 2

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成
- ・ はやしたたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける
- ・ 生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など、いじめ問題に児童生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進する

(2) いじめの早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日誌等を活用し、交友関係や悩みを把握する
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何かが違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、児童生徒が生活する場の異常の有無を確認する

《管理職》

- ・ 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

(3) いじめに対する措置

① 情報を集める

《学級担任、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・ 発見、通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取り場所、時間帯に慎重な配慮を行う
- ・ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

《カウンセリング委員会》

- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめ情報を集める
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

② 指導・支援体制を組む

《カウンセリング委員会》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導主事、管理職などで役割を分担）
 - ア いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
 - イ その保護者への対応
 - ウ 教育委員会や関係機関等の連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に係わりを持つ
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

③-A 児童生徒への指導・支援を行う

《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する

《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・ 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
- ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

《カウンセリング委員会》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③-B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する

資料 3

いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教職員と視線が合わず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある。 <input type="checkbox"/> 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない。 <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 衣服の汚れ等がある。 <input type="checkbox"/> 一人で清掃している。
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="checkbox"/> 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

資料 4

教室や家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる。 <input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 <input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 <input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い。
<input type="checkbox"/> 壁等にいたずら、落書きがある。 <input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる。 <input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 <input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 <input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 <input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 <input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがある。 <input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる。 <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 <input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える。
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る。 <input type="checkbox"/> 成績が下がる。
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 <input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする。 <input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる。 <input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる。

資料5

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

